



▲ 第10回十勝中央合併協議会(忠類村コミュニティセンター)

**道路除排雪事業は、現行のとおり
新町に引き継ぐものとする。**

**ただし、地域性及び降雪量等の違い
を考慮した上で、新たな除排雪手法等
について、新町において調整する。**

第10回十勝中央合併協議会が、9月17日、忠類村コミュニティセンターで開催されました。この日は、前回提案された「建設関係事業の取扱い」の協議が行われ、提案のとおり「道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。」等の調整方針が決定されました。

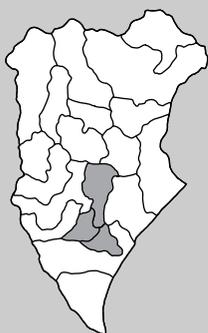
もくじ

決定した協議項目…… 2～4ページ

- 建設関係事業
- 下水道関係事業
- 介護保険事業

提案・説明された協議項目 4～8ページ

- 水道関係事業
- 地域振興事業



第11号 2004.10.1発行



更別村



忠類村

十勝中央合併協議会だより

編集発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメールtokachichuo-gappei@north.hokkai.net

第10回協議会での協議

「建設関係事業の取扱い」他2項目を決定 「水道関係事業の取扱い」他1項目を提案

第10回十勝中央合併協議会では、合併協議に関する住民説明会の開催結果の報告のあと、協議項目の、「介護保険事業の取扱い」「建設関係事業の取扱い」「下水道関係事業の取扱い」が協議され、提案のとおり決定されました。また、次回に協議する項目として、「水道関係事業の取扱い」「地域振興事業の取扱い」の提案と説明が行われました。

決定した協議項目

協議項目 22-16	建設関係事業の取扱い
1	公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。
2	公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
3	緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
4	都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
5	都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
6	道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出動基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。

◇質疑応答の要旨◇

水口委員(更別村)～道路の除排雪事業について、現行のとおり新町に引き継ぐとなっているが、現在の更別の除排雪事業は、この先いつまで続けていただけるのか、あるいは徐々に縮小されていくことを考えなければいけないのか。
事務局～調整方針では、『新たな除排雪手法等について新町において調整する』としており、どの程度の間、現行のとおり引き継ぐのかは明記していないが、今回の調整方針が決定となれば、その思いを受けて専門部会等で検討される。

水口委員(更別村)～これから何年間は今の水準で維持するけれども、それ以降はだんだん縮小されるのか、そこまでは考えなくていいか。
事務局～当面は現行のとおり引き継ぐという精神がある。それが何年かは明確には答えられないが、少なくとも2年とか3年というイメージはあるかと思う。

水口委員(更別村)～特に更別は豪雪地帯で、なおかつ厳寒の地でもある。住民生活にも関わることであり、特に配慮していただきたい。

- 1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 下水道受益者負担金(分担金)については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。
 - (1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。
 - (3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。
 - (4) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。
 - (1) 分担金の額については、合併時に統一する。
 - (2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する
 - (3) 徴収については、合併時に再編する。
 - (4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 4 下水道使用料については、次の区分により調整する。
 - (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。
 - (2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。
 - (3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。
 - (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。
 - (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。
 - (2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。
 - (3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。
 - (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。
- 7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。
- 9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。

◇質疑応答の要旨◇

齊藤委員(忠類村)～農業集落排水地域分担金の額と賦課については平成20年度に統一となっているが、下水道使用料については平成19年度に統一するとなっており、1年早いがどうということなのか説明願いたい。

村瀬上下水道専門部会長～使用料については、それほど差がないことからできるだけ早めに統一した方が良いという見解に達した。分担金については、忠類村が現行で徴収していな

いので、激変緩和という意図を含めて、1年遅らせたという経緯がある。

齊藤委員(忠類村)～使用料も分担金も20年度から実施すると、年度を合わせてはどうか。

事務局～使用料については、専門部会長の説明でご理解をいただきたい。忠類村は分担金を徴収しておらず、ある程度の周知期間を考慮し、供用開始から3年以内に納付という法律をふまえ、この調整方針となった。

協議項目 22-8	介護保険事業の取扱い
<p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</p> <p>5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</p>	

◇質疑応答の要旨◇

安村副会長～居宅介護支援事業所について、本村は社会福祉協議会が行っている。合併時に再編するということであるが、今までどおり社会福祉協議会が委託を受けて業務を行うことなのか、確認をしたい。
事務局～居宅介護支援事業所については、いわゆるケアプランを作る事業所であるが、現行どおり引き継ぐということでご理解いただきたい。

提案・説明された協議項目 次回の協議会で、協議されます。

協議項目 22-17	水道関係事業の取扱い
<p>1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</p> <p>4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。</p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

解 説

◎上水道事業・簡易水道事業⇒上水道事業は幕別町で実施しており、簡易水道事業は、3町村とも実施しています。それぞれ〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉
◎営農用水事業⇒更別村及び忠類村で、それぞれ実施していますが、更別地区営農用水事業は、更別村簡易水道事業に編入をすることから、〈合併時に廃止します。〉また、忠類村の明和地区営農用水事業は、〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉なお、平成18年度から道営事業で再整備を行い、平成22年度から、簡易水道事業としての供用を予定しています。

④ 十勝中央合併協議会だより

◎水道料金(上水道・簡易水道事業)⇒3町村で、次のとおり定めています。

上水道	幕別町(消費税別)								
	口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金(1ヵ月当り)	380円	380円	970円	2,135円	7,765円	11,650円	14,560円	
従量料金(1m ³ 当り)	195円								
簡易水道	幕別町(消費税別)			更別村(消費税込み)			忠類村(消費税込み)		
	用途	基本料金(1ヵ月当り)	従量料金(1m ³ 当り)	用途	基本料金(1ヵ月当り)	超過料金(1m ³ 当り)	用途	基本料金(1ヵ月当り)	超過料金(1m ³ 当り)
	家事用	380円	195円	家事用	10m ³ まで 2,000円	200円	一般用	8m ³ まで 1,130円	140円
	営業用	380円	195円	業務用	20m ³ まで 4,000円	200円	営業用	20m ³ まで 3,090円	140円
	団体用	1,750円	195円	営農用	20m ³ まで 4,000円	200円	団体用	20m ³ まで 2,880円	140円
営農用	380円	20m ³ まで 195円 21m ³ から 117円	酪農用	50m ³ まで 9,000円	160円	営農用	8m ³ まで 1,130円	140円	
臨時給水料金	幕別町 (消費税別 上水道・簡易水道)			更別村 (消費税込み 簡易水道)			忠類村 (消費税込み 簡易水道)		
	用途	従量料金(1m ³ 当り)		用途	従量料金(1m ³ 当り)		用途	従量料金(1m ³ 当り)	
	防除用	117円		臨時用	600円		臨時用	220円	
	一般用	350円							
公共用	175円								

〈合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一します。〉

◎水道料金の徴収(上水道・簡易水道事業)⇒3町村で、次のとおり定めています。

		幕別町	更別村	忠類村
検針	検針月	①市街地 毎月 ②農村地区 隔月	毎月	毎月
	料金算定の定例日	毎月20～25日	毎月24日	毎月13～16日
料金の賦課基準		<p>月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。</p> <p>①使用日数がその月の2分の1以下のときは、使用水量分を翌月又は前月使用水量に加算し算定した額</p> <p>②使用日数がその月の2分の1を超えるときは、1月として算定した額</p>	<p>メーター点検の日から次の点検の日の前日までの中途において水道の使用を開始、中止、停止又は撤去した場合の料金は、次のとおりとする。</p> <p>①使用日数が15日以下で使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額</p> <p>②使用日数が16日以上又は使用日数が15日以下であっても使用水量が基本水量の2分の1以上のときは、1月分として算定した額</p>	<p>月の途中において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。</p> <p>①使用水量が基本水量に満たないときの基本料金の額は、その使用日数10日以内は3分の1、10日を超え20日以内のときは3分の2の額とし、20日を超えるときは、その定額とする。</p> <p>②使用水量が基本水量以上のときは、その使用日数にかかわらず、1月分として算定した額</p>
納期		使用水量決定月の翌月末	使用水量決定月の翌月25日	使用水量決定月の翌月21日

〈次の区分により調整します。〉

- (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編します。
- (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編します。
- (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合します。

◎加入者負担金(上水道・簡易水道事業)⇒幕別町及び更別村で、次のとおり定めています。

	幕別町(消費税別)	更別村(消費税込み)	調整内容
事業名	上水道事業	簡易水道事業	合併時に統一する。(消費税込み)
13mm	20,000円	22,000円	21,000円
20mm	40,000円	44,000円	42,000円
25mm	80,000円	66,000円	84,000円
30mm		89,000円	89,000円
40mm	160,000円	111,000円	168,000円
50mm	200,000円	445,000円	210,000円
75mm	300,000円		315,000円
100mm	400,000円		420,000円

〈合併時に、調整内容の金額に統一します。〉

◎手数料(上水道・簡易水道事業)⇒3町村で、次のとおり定めています。

	幕別町		更別村		忠類村	
設計審査手数料	新設1件	7,000円	新設1件	1,200円	新設1件	1,000円
	改造1件	4,000円	改造1件	800円	改造1件	600円
設計審査手数料(指定給水装置工事業者に施工させる場合)			1件	1,200円		
材料検査手数料			1件	2,200円	1件	700円
工事検査手数料	新設1件	5,000円	1件	2,300円	1件	500円
	改造1件	3,000円				
閉栓手数料			1件	2,300円		
指定給水装置工事業者申請手数料	1件	10,000円			1件	10,000円

〈合併時に下記のとおり統一します。〉

設計審査手数料		工事検査手数料		指定給水装置工事業者申請手数料	
新設1件	4,500円	新設1件	7,500円	新規(管内)	13,600円
				新規(管外)	53,500円
改造1件	2,700円	改造1件	4,500円	変更(管内)	13,100円
				変更(管外)	53,000円

◎水道料金、加入者負担金及び手数料の減免(上水道・簡易水道事業)⇒更別村及び忠類村で、次のとおり定めています。

更別村	忠類村
<p>村長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、次に該当するものについて、料金、負担金及び手数料を軽減又は免除することができる。</p> <p>①生活保護法の規定により保護を受ける者の手数料及び負担金 ②災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 ③不可抗力による漏水に起因する料金 ④その他、村長が特別な理由があると認めるとき。</p>	<p>村長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>

〈更別村の例により、合併時に再編します。〉

◎区域外受・給水(上水道・簡易水道事業)⇒3町村で、次のとおり受・給水しています。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
受・給水先町村	豊頃町の一部に給水(17件)	※忠類村の一部に給水(8件)	大樹町から一部に受水(31件) ※更別村から一部に受水(8件)
管理運営負担金	水道料金により、維持管理費が賄われているため徴収実績はない	※平成15年度 2,300,000円	平成15年度大樹町分 5,100,000円 ※平成15年度更別村分2,300,000円
その他事項		※更別村、忠類村間の受・給水については、合併の場合には同じ町になることから、調整から除外	

〈現行のとおりに新町に引き継ぎます。〉

◎指定給水装置工事事業者(上水道・簡易水道事業)⇒幕別町31件、更別村20件、忠類村16件の指定給水装置工事事業者は、〈現行のとおりに新町に引き継ぎます。〉

協議項目	22-22	地域振興事業の取扱い
1	定住促進奨励金事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。	
2	宅地分譲事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。	
3	住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。	
4	過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。	
5	辺地総合整備計画については、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。	
6	企業開発促進事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。	

解 説

◎定住促進奨励金事業⇒忠類村で、過疎地域活性化対策として、結婚祝金、高校生等就学奨励金、住宅建設等奨励金制度を実施していますが、この事業が平成18年3月31日で失効することから、〈現行のとおりに新町に引き継ぎ、平成18年3月31日をもって廃止します。〉

◎宅地分譲事業⇒更別村の新緑町団地及びすずらん団地、忠類村のあおぞら団地の宅地分譲

事業は、〈現行のとおりに新町に引き継ぎます。〉
◎住宅建設促進利子補給事業⇒忠類村で、村内に住宅を建設する者に対し、一定率により、借入資金にかかる利子補給を行っていますが、近年の低金利により利用実績がないこと及び新町に拡大した場合の財政負担を考慮し、〈合併時に廃止します。〉

◎過疎計画⇒更別村及び忠類村で、次のとおり策定しています。

	更 別 村	忠 類 村
名 称	更別村過疎地域自立促進市町村計画	忠類村過疎地域自立促進市町村計画
策定年度	平成12年度	
計画 前期	平成12年度～平成16年度	
期間 後期	平成17年度～平成21年度	
概 要	過疎地域の自立を促進し、産業経済の発展振興と、地域住民の生活、文化の安定向上を図る。	
地域指定	平成21年度まで(過疎地域自立促進特別措置法が平成21年度までの時限立法)	

〈現計画を尊重し、新町において新たに策定します。〉

◎**辺地地区・辺地総合整備計画**⇒3町村で該当する辺地は次のとおりです。総合整備計画は、幕別町と更別村で策定されています。

		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
辺 地 地 区		大豊・明倫・駒島・古舞・美川・新和・南勢・中里	勢雄・協和・更南	西当・中当・幌内
総合整備計画	地 区 名	駒島・新和・南勢・明倫	勢雄	
	計 画 年 度	平成14年度～平成18年度	平成14年度～平成18年度	
	整 備 施 設	農道、農業担い手支援センター、簡水浄水施設など	道路	
	総 事 業 費	1,884,500千円	140,000千円	
	地 区 名	古舞・美川		
	計 画 年 度	平成15年度～平成19年度		
	整 備 施 設	簡水浄水施設		
	総 事 業 費	131,500千円		
計 画 の 概 要		交通条件が悪く自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域とその他の地域との住民の生活文化水準の著しい格差是正を図る。		

〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎**企業開発促進事業(補助金以外)**⇒3町村で、次のとおり実施しています。

		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
課税免除	対 象	リバーサイド幕別工業団地(農村地域工業等導入促進法導入地区)において農工法第10条の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域において、租税特別措置法第12条第1項の表第3号又は第45条第1項の表第3号の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地	
	内 容	固定資産税(3年間)		
融資斡旋	対 象	工業団地内に事業場を新設又は増設する場合	融資斡旋は該当なし	
	限 度 額	工業団地の取得資金で1億円以内(用地取得費の80%以内)		
	融 資 枠	町が預託する3倍以上(貸付期間10年超は1.5倍)		
	償 還 期 間	20年以内		

〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◇質疑応答の要旨(その他)◇

本多委員(更別村)～前回の協議会で安村副会長から「小委員会報告及び調整結果報告は、協議会で議論する余地があるのか幹事会で検討していただきたい」と意見が出されたが、幹事会での結果を確認したい。

西尾幹事長(幕別町)～今までは、協議会で疑義があった場合は、できる限り全会一致を基本としながら、継続審議という形で進めてきた。しかし今後については、時間的なこともあり、次回に継続することは困難な場合も想定されることから、場合によっては採決の手法もとり、できる限りその場で決定していく方向としたい。

ただ、例えば、何項目にもわたる案件の一部について変更とする場合には、修正の意見を

いただき、その修正の可否について採決をするなども考慮しながら進めていきたい。

小委員会報告については、協議会委員が、それぞれの小委員会委員となって組織されていることから、報告事項を継続するという形ではなく、疑義がある場合は、採決とする方向で考えていきたい。

調整結果報告については、協議会において疑義があれば、幹事会に差し戻すか、場合によっては採決をし、反対が多ければ新たな調整結果を次回の協議会に報告するなど、案件によって取り扱いは異なると思う。いずれにしても調整結果報告の最終的な決定機関は、協議会の場であると考えている。